

第72回

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時 受付開始 午前9時

開催場所

新潟県長岡市飯塚2958番地
岩塚製菓株式会社 本社
3階 コンベンションホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新の件

岩塚製菓株式会社

証券コード：2221

目 次

ごあいさつ	2
招集ご通知	
第72回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件	8
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	12
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	16
第5号議案 当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新の件	17
事業報告	37
連結計算書類	61
計算書類	63
監査報告	65

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。ここに第72回定時株主総会の招集ご通知をお届けし、6月26日開催に向けご案内申し上げますとともに、昨年度の岩塚製菓グループの事業の概況についてご報告申し上げます。

当社グループは、中期経営計画「新しい岩塚価値の創造～Create New Iwatsuka Value～」(第70期～第72期)の最終年度にあたり、「欠品ゼロでドンドンゆこう!!」のスローガンのもと、前年度の方針を踏襲し供給責任を全うすることを最優先方針として、取り組んでまいりました。また、「選ばれ続ける『ブランド』を目指して」という方針を併せて掲げ、お客様に新しい岩塚価値商品をお届けすることに力を注ぎ、お客様から愛され選ばれ続けるブランドを目指し「美味しさと品質」を追求してまいりました。その結果、昨年度は増収増益となり計画を達成することができました。

今年度は、10年20年先のフューチャービジョンを掲げた新中期経営計画「米(マイ)ミライ～私たちは、お米の未来を創ります～」(第73期～第75期)がスタートを切り、不確実性の高い時代、「現状の一步先をカタチにしよう!」のスローガンのもと、全社員一丸となって計画達成に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、これまで以上のご支援とご鞭撻を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

2025年6月



代表取締役社長COO
榎 大 介

株 主 各 位

証券コード 2221
2025年6月5日

新潟県長岡市飯塚2958番地

岩塚製菓株式会社

代表取締役社長COO 榎 大 介

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、本ご通知書と同じ内容でインターネット上の当社ウェブサイトにおいても掲載しております。必要に応じ以下のウェブサイトアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.iwatsukaseika.co.jp/about/ir/company-meeting>



（「第72回定時株主総会（2025年3月期）」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」欄に「岩塚製菓」又は「コード」欄に当社証券コード「2221」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご送付くださるか、またはインターネットにより議決権行使サイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）において議案に対する賛否を入力されるか、いずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）		
2 場 所	新潟県長岡市飯塚2958番地 岩塚製菓株式会社 本社3階 コンベンションホール (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)		
3 目的事項	報告事項	1. 第72期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件	
	決議事項	2. 第72期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新の件	
4 招集にあたっての決定事項	(1) 当社では、定款第18条の規定に基づき、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。 (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面もしくは電磁的方法により当社にご通知ください。		

以 上

- 電子提供措置事項について上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいてご確認いただくことができますが、本株主総会においては、全ての株主様に書面をお送りすることといたしております。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項に関しましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
 - ①事業報告の「主要な事業内容」「主要な営業所および工場」「使用人の状況」「主要な借入先の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ④監査報告の「連結計算書類に係る会計監査報告」「計算書類に係る会計監査報告」
 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が監査した対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告



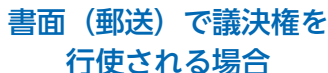
株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後5時30分到着



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個 御中 ××××年 ×月××日	1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____ 5. _____ 6. _____ 7. _____ 8. _____ 9. _____ 10. _____
--	--

〇〇〇〇〇〇〇〇

(切取線)

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇〇

●こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

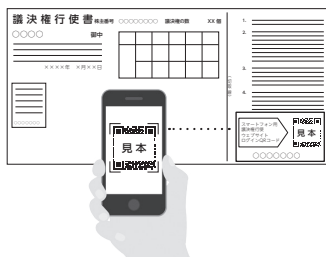
- 書面による議決権の行使において、議案につきまして賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

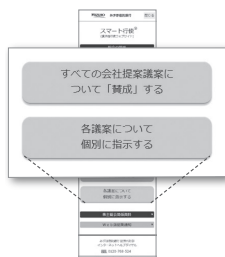
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1 回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

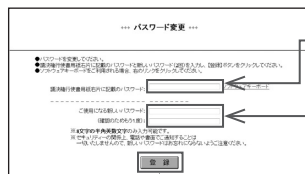
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は株主様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第72期の期末配当およびその他の剰余金を処分したいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき、**金30円**（うち普通配当25円、特別配当5円）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は**313,354,560円**となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月27日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 減少する剰余金項目とその金額
繰越利益剰余金 2,450,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 2,450,000,000円

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く、以下本議案において同じ）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名		当社における地位および担当	
1	まき 榎	はるお 春夫	代表取締役会長CEO	再任
2	まき 榎	だいすけ 大介	代表取締役社長COO	再任
3	ほしの 星野	ただひこ 忠彦	常務取締役 経営管理本部長	再任
4	こばやし 小林	はるひと 晴仁	常務取締役 購買・生産管理担当	再任
5	あおやま 青山	ひでゆき 英之	取締役 マーケティング本部長	再任
6	わかつき 若月	かずひこ 一彦	取締役 製造本部長	再任

再任 再任取締役候補者

候補者番号

1

ま き は る お
榎 春 夫 (1951年 5月26日生)

所有する当社の株式数…………… 182,960株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再 任

[略歴、当社における地位および担当]

1976年12月 当社入社
1983年12月 当社取締役営業本部長
1986年12月 当社常務取締役
1992年 3月 当社専務取締役
1998年 6月 当社代表取締役社長
2023年 6月 当社代表取締役会長CEO (現任)

[重要な兼職の状況]

旺旺・ジャパン株式会社取締役
Want Want China Holdings Limited非執行董事

取締役候補者とした理由

榎春夫氏は、当社代表取締役として強いリーダーシップを指揮し、中長期的な企業価値の向上に努めてまいりました。豊富な業務経験と実績および事業経営に関する十分な知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ま き だ い す け
榎 大 介 (1979年 8月14日生)

所有する当社の株式数…………… 20,000株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再 任

[略歴、当社における地位および担当]

2006年 5月 当社入社
2013年 6月 当社取締役経営企画室長
2015年 2月 当社取締役経営企画本部長
2016年 4月 当社常務取締役製造本部長
2021年 1月 当社常務取締役経営管理本部長
2021年 7月 当社専務取締役経営管理本部長
2023年 6月 当社代表取締役社長COO 兼 経営管理本部長
2024年 4月 当社代表取締役社長COO (現任)

[重要な兼職の状況]

旺旺・ジャパン株式会社取締役

取締役候補者とした理由

榎大介氏は、当社グループ会社の旺旺・ジャパン(株)取締役として培った国際感覚を有しております。また、製造部門の責任者として品質の向上や生産性の向上に寄与、経営管理本部長として経営基盤の強化を図るなど、当社における豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

ほ し の た だ ひ こ

星野 忠彦 (1960年12月29日生)

所有する当社の株式数…………… 12,200株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1984年 4月 当社入社
2002年 2月 当社マーケティング部長
2005年10月 当社生産管理部長
2006年10月 当社マーケティング部長
2007年 1月 当社R&D・M部長
2008年10月 当社北海道事業部長

2010年 9月 当社営業本部長
2011年 6月 当社取締役営業本部長
2016年 4月 当社常務取締役営業本部長
2021年 1月 当社常務取締役製造本部長
2024年 4月 当社常務取締役経営管理本部長 (現任)

[重要な兼職の状況]

旺旺・ジャパン株式会社監査役

取締役候補者とした理由

星野忠彦氏は、営業部門の現場責任者やマーケティング部長を歴任し、担当業務の経験を積み関連業界に人脈を築いてまいりました。また、製造部門の責任者として品質の向上や生産性の向上に寄与してまいりました。現在は常務取締役経営管理本部長として、経営管理部、人事部、情報システム部、経営企画室を担当し、経営基盤の強化を図るなど、取締役の職務を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

こ ばやし は る ひ と

小林 晴仁 (1961年2月6日生)

所有する当社の株式数…………… 1,600株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1990年 4月 当社入社
2000年12月 当社購買部長
2002年 2月 当社製造管理部長
2005年 1月 当社内部監査室長
2006年 3月 当社営業管理部長
2009年 1月 当社購買部長
2012年 7月 当社生産管理部長

2013年 2月 当社購買部長
2014年 2月 当社製造副本部長
2014年 6月 当社執行役員製造副本部長
2015年 4月 当社執行役員購買部長
2015年 6月 当社取締役購買部長
2023年 6月 取締役購買・生産管理担当
2024年 4月 当社常務取締役購買・生産管理担当 (現任)

取締役候補者とした理由

小林晴仁氏は、購買部門や生産管理部門の責任者として原材料の安定調達や生産性の効率化に尽力してまいりました。現在は常務取締役購買・生産管理担当として安全・安心で良質な原料調達や生産効率向上に大きく貢献しており、取締役の職務を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

あ お や ま ひ で ゆ き

青山 英之

(1971年9月26日生)

所有する当社の株式数..... 6,900株

取締役会出席状況..... 10/10回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1998年 4月 当社入社
2011年 2月 当社広域流通部長
2015年 6月 当社執行役員西日本営業部長
2019年 8月 当社執行役員マーケティング副本部長
2024年 4月 当社執行役員マーケティング本部長
2024年 6月 当社取締役マーケティング本部長（現任）

[重要な兼職の状況]

旺旺・ジャパン株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

青山英之氏は、営業部門での豊富な経験と実績、当社グループ会社の旺旺・ジャパン㈱代表取締役として培った国際感覚を有しております。現在はマーケティング本部長として、営業戦略や商品開発の推進に大きく貢献しており、取締役の職務を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

わ か つ き か ず ひ こ

若月 一彦

(1969年11月29日生)

所有する当社の株式数..... 2,500株

取締役会出席状況..... 10/10回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1988年 4月 当社入社
2006年 1月 当社IPS推進室長
2011年 7月 当社関西営業部長
2013年 2月 当社商品企画部長
2015年 4月 当社第二製造部長
2021年 1月 当社製造副本部長 兼 IPS推進室長
2021年 7月 当社執行役員製造副本部長
2024年 4月 当社執行役員製造本部長
2024年 6月 当社取締役製造本部長（現任）

取締役候補者とした理由

若月一彦氏は、製造部門や営業部門での豊富な経験と実績を有しております。現在は製造本部長として、製造ラインの効率化や品質向上に大きく貢献しており、取締役の職務を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 現任取締役である各候補者は、上記のほか、事業報告「2. (3) ①取締役の状況」に記載のとおり、当社100%子会社の取締役を兼務しております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員および連結子会社・関連会社の取締役、監査役であり、保険料は当社が全額を負担しております。当該保険契約により、被保険者が職務執行に関して法的に負担すべき損害賠償金および訴訟費用等が填補され、被保険者の職務執行について当社が責任を負うこととなります。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、いわゆる悪意・重過失など不適正な職務執行と認められる場合には填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位および担当			
1	た か は し 高橋 りゅう じ 隆二	社外取締役〔常勤監査等委員〕	再任	社外	独立
2	い し か わ 石川 ゆ た か 豊	社外取締役〔監査等委員〕	再任	社外	独立
3	ふ か い 深井 か ず お 一男	社外取締役〔監査等委員〕	再任	社外	独立
再任	再任取締役候補者	社外	社外取締役候補者	独立	証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

た か は し り ゅ う じ
高 橋 隆 二 (1961年10月27日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
取締役会出席状況…………… 14/14回
監査等委員会出席状況…………… 14/14回

再 任

社 外

独 立

[略歴、当社における地位および担当]

1984年 4月 株式会社北越銀行（現 株式会社第四北越銀行） 入行
2017年 6月 同行取締役融資部長
2019年 6月 同行取締役本店営業部長
2021年 1月 第四北越銀行常務執行役員長岡本店営業部長
2021年 6月 北越リース株式会社代表取締役社長
2023年 6月 当社社外取締役[監査等委員] 2024年 6月 当社社外取締役[常勤監査等委員]（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

高橋隆二氏は、金融機関における豊富な経験と専門的な知識を有し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。当社の常勤監査等委員として、経営およびガバナンス体制の強化への貢献を期待し、引き続き監査等委員である取締役（社外取締役）として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

い し か わ ゆ た か
石 川 豊 (1954年2月10日生)

所有する当社の株式数…………… 2,000株
取締役会出席状況…………… 14/14回
監査等委員会出席状況…………… 14/14回

再 任

社 外

独 立

[略歴、当社における地位および担当]

1977年 4月 株式会社北越銀行（現 株式会社第四北越銀行） 入行
2008年 6月 同行監査部長
2010年 4月 同行人事部長
2012年 6月 北越信用保証株式会社代表取締役社長
2015年 6月 当社社外取締役[常勤監査等委員] 2024年 6月 当社社外取締役[監査等委員]（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

石川豊氏は、金融機関における豊富な経験および常勤監査等委員の経験を有し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。当社の監査等委員として、経営およびガバナンス体制の強化への貢献を期待し、引き続き監査等委員である取締役（社外取締役）として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

ふ か い か ず お
深 井 一 男 (1952年 1 月10日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
取締役会出席状況…………… 13/14回
監査等委員会出席状況…………… 13/14回

再 任

社 外

独 立

【略歴、当社における地位および担当】

1970年 4 月 関東信越国税局採用
2009年 7 月 同局新潟税務署特別国税調査官
2012年 8 月 税理士登録
2015年 6 月 当社社外取締役[監査等委員]（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

深井一男氏は、税理士としての豊かな専門知識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、当社の経営およびガバナンス体制の強化への貢献を期待し、引き続き監査等委員である取締役（社外取締役）として選任をお願いするものであります。

- 注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、高橋隆二氏、石川豊氏および深井一男氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 高橋隆二氏、石川豊氏および深井一男氏は、社外取締役（監査等委員）候補者であります。
4. 高橋隆二氏、石川豊氏および深井一男氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。在任期間は、本総会終結の時をもって高橋隆二氏が2年、石川豊氏、深井一男氏が10年となります。
5. 当社は、高橋隆二氏、石川豊氏および深井一男氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員および連結子会社・関連会社の取締役、監査役であり、保険料は当社が全額を負担しております。当該保険契約により、被保険者が職務執行に関して法的に負担すべき損害賠償金および訴訟費用等が填補され、被保険者の職務執行について当社が責任を負うこととなります。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、いわゆる悪意・重過失など不適正な職務執行と認められる場合には填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 高橋隆二氏は、上記のほか、事業報告「2.（3）①取締役の状況」に記載のとおり、当社100%子会社の監査役を兼務しております。

(ご参考) 取締役候補者の専門性と経験 (スキルマトリックス)

表題については、次のとおりであります。

氏名	当社における 現在の地位	取締役候補者が有する専門性							
		企業経営	生産・調達	マーケティング 営業・開発	財務・会計	人事・労務	法務 リスク管理	IT システム	グローバル
榎 春 夫	代表取締役 会長CEO	○		○		○			○
榎 大 介	代表取締役 社長COO	○	○		○	○	○	○	○
星 野 忠 彦	常務取締役	○	○	○	○	○			○
小 林 晴 仁	常務取締役	○	○						○
青 山 英 之	取締役	○		○					○
若 月 一 彦	取締役	○	○	○					
高 橋 隆 二	社外取締役 常勤監査等委員	○			○		○		
石 川 豊	社外取締役 監査等委員	○			○	○	○		
深 井 一 男	社外取締役 監査等委員				○				

※各候補者等に特に期待する知識・経験・能力であり、候補者等の有する全ての知見を表すものではありません。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2024年6月27日開催の第71回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された細貝巖氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

ほ そ か い いわお
細 貝 巖 (1958年7月4日生)

所有する当社の株式数……………	一株
取締役会出席状況……………	一回
監査等委員会出席状況……………	一回

[略歴、当社における地位および担当]

1992年 4月	弁護士登録 尚和法律事務所（現ジョーンズ・デイ法律事務所）入所
1995年 4月	河鱒法律事務所入所
1999年 3月	細貝法律事務所開設 現在に至る

[重要な兼職の状況]

三幸倉庫株式会社代表取締役社長
大光銀行株式会社社外取締役
株式会社中越カントリー倶楽部取締役

補欠の社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

細貝巖氏は長年の弁護士として培われた法律知識および企業経営における経験による豊かな知見を有しており、当該知見を活かして特に内部統制、内部監査について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことを期待するものであります。同氏が取締役（監査等委員）に就任された場合に、同氏の知見を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外取締役（監査等委員）として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 細貝巖氏は、補欠の社外取締役（監査等委員）として選任するものであります。
3. 細貝巖氏が監査等委員の欠員により社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく監査等委員の責任限度額は、法令が規定する額となります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員および連結子会社・関連会社の取締役、監査役であり、保険料は当社が全額を負担しております。当該保険契約により、被保険者が職務執行に関して法的に負担すべき損害賠償金および訴訟費用等が填補され、被保険者の職務執行について当社が責任を負うこととなります。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、いわゆる悪意・重過失など不適正な職務執行と認められる場合には填補の対象としないこととしております。細貝巖氏が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案

当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新の件

当社は、2022年6月27日開催の当社第69回定時株主総会において株主の皆様からの承認を受け、「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「旧対応方針」といいます）を更新いたしましたが、その有効期間は、2025年6月開催予定の当社第72回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）終結の時までとなっております。当社取締役会は、当該更新後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非を含め、その在り方について引き続き検討をしております。

その結果、当社は、2025年5月14日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)）として、当社定款第17条の定めに基づき本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧対応方針を更新することを決定いたしました（以下、当該更新後の対応方針を「本対応方針」といいます）。

本対応方針につきまして、当社の社外取締役である監査等委員（以下「社外監査等委員」といいます）3名全員は、いずれも、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

なお、本対応方針の基本的な枠組みは旧対応方針と同一ですが、更新にあたり、一部字句の修正等形式的な修正を行っております。

また、当社は現在のところ、当社株式の大規模な買付等にかかる提案等を一切受けておりません。

1. 基本方針について

当社は上場会社である以上、当社株式の取引は株主の皆様のご判断に委ねるのが原則であり、当社に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由意思に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し向上させる者でなければならないと考えております。大規模買付行為の中には、①その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④買付者の提案した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたらすために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

2. 基本方針に資する取組みについて

当社は、日本の伝統ある食文化を世界に広め、人々に喜びと豊かさを提供することが使命であると考え、かかる使命の追求を通じた企業価値の向上を目指しております。

当社は、中期経営計画『新しい岩塚価値の創造～Create New Iwatsuka Value～』（第70期～第72期）を策定し、成長戦略、構造改革、持続経営の3つの考えの下、岩塚製菓グループの企業価値の向上に取り組んでまいりました。

この中期経営計画を持続的なものにする新たな中期経営計画『米（マイ）ミライ～私たちは、お米の未来を創ります～』（第73期～第75期）を策定いたしました。第73期から第75期までの3年間を対象とするこの中期経営計画は、事業戦略として、①企業成長（売上拡大、新規市場開拓、海外展開など、事業規模を拡大し、企業価値を高めることを目指す。）および②効率化（生産設備の自動化など、業務効率化を図り、コスト削減と収益性の向上を実現させる。）、経営戦略として、①社会貢献（環境問題や社会問題に対して積極的に取り組み、企業としての社会的責任を果たす。）、②イノベーション（DX推進を通じて、社内基盤を整え、競争力を強化する。）および③人財育成（自社の強みを生かせる人材を育成し、企業の持続的な成長を支える基盤を築く。）を掲げ、これら2つの戦略を全体方針として、グループ社員一人ひとりの熱量と活躍、ステークホルダーの皆さまの志への共感を原動力とし、お米の未来と可能性をイノベーションで創出し、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。この中期経営計画を着実に実行していくことが、当社グループとステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

3. 対応方針の内容

(1) 本対応方針更新の目的

本対応方針は、上記1.に述べた基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配され、株主の皆様利益を棄損することを防止するための取組みとして更新するものです。

当社は、中期経営計画『米（マイ）ミライ』の下、株主の皆様、お客様、取引先様、従業員、地域社会その他、多様なステークホルダーの皆様にとって価値ある企業として支持されることを常に目指し、企業価値・株主共同の利益の最大化に全力で取り組んでまいります。

当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が、当社を取り巻く経営環境を正しく認識し、当社の企業価値の源泉を理解した上でこれを中長期的に保有し、当社の価値を向上させる意図を持つものでなければ、中期経営計画の達成が困難となるのはもちろんのこと、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあります。

さらに、外部者である買付者から買付提案を受けた際には、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する事項等について株主の皆様適切に把握していただくとともに、当該買付者による当社株式等の大規模買付行為が企業価値に及ぼす影響について判断していただく必要があります。

したがって、外部者である買付者によって当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切に判断していただくための時間、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案させていただくための情報を収集する時間の確保が必要であります。また、不当な条件によ

る買付けについては、当社取締役会が株主の皆様のために交渉を行うことを可能とすること等が必要になってまいります。

このような状況を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みとして、以下にその詳細を記載する本対応方針の更新が必要であると判断いたしました。

(2) 本対応方針の概要

ア. 大規模買付ルールの設定

本対応方針は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます）に対し、①事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、③株主の皆様当社経営陣の代替案等を提示し、大規模買付者との交渉を行っていくための手続（下記(3)イ.において定義される「大規模買付ルール」を指し、その内容は下記(3)「大規模買付ルールの内容」にて詳述するものとします）を定めています。

イ. 新株予約権無償割当ての利用

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」ご参照）には、当社は、当該大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(6)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて詳述するものとし、以下「本新株予約権」といいます）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます）により割り当てます。

ウ. 当社取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用等

本対応方針においては、大規模買付行為への対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、または本新株予約権の取得等の判断について、当社取締役会による恣意的な判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙1ご参照）に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告した場合には、原則として当社取締役会は株主総会を招集するものとされており、さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本対応方針の更新当初の独立委員会は、当社社外監査等委員1名および社外の有識者2名により構成される予定であり、その委員は別紙2のとおりです（更新時の独立委員会の委員の選任基準、決議要件および決議事項については別紙1ご参照）。

エ. 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大規模買付者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該大規模買付者の有する当社株式の議決権割合は、当該行使・取得前と比較し

て、最大で50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 大規模買付ルールの内容

ア. 本対応方針の対象となる大規模買付行為の定義

本対応方針は、次の①もしくは②のいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます）またはその可能性のある行為がなされ、またはなされようとする場合（以下「大規模買付行為」と総称します）を適用対象とします。

- ①当社が発行者である株券等（注1）に関する大規模買付者の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）
- ②当社が発行者である株券等（注4）に関する大規模買付者の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注7）

注1：金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注2：金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i) 同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに (ii) 大規模買付者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます）は、本対応方針においては大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

注3：売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

注4：金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。

注5：金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

注6：金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i) 共同保有者および (ii) 契約金融機関等は、本対応方針においては大規模買付者の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

注7：買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

イ. 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます）および大規模買付者が大規模買付行為に際して本対応方針に定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます）を遵守することを誓約する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます）を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社は、大規模買付者が現れた事実に加えて、大規模買付者から意向表明書が提出された事実および本必要情報（当社が秘密保持義務を負うことを条件として大規模買付者から開示されたものを除きます）を速やかに開示いたします。また、その他の情報のうち独立委員会が株主の皆様の判断のために必要または適切であると認めた事項につきまして、独立委員会が適切と判断する時点で開示するものいたします。

独立委員会は、大規模買付者から提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接または間接に、大規模買付者に対し、適宜回答期限（但し、意向表明書を受領した日から起算して60日間を上限とします）を定めた上、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提出して頂きます。

独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、独立委員会は、直ちにその旨を当社株主の皆様に対して開示いたします。

記

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者、主要な株主または出資者、並びに重要な子会社および関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接または間接を問いません）その他の構成員、業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます）の詳細（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、役員の氏名および略歴、並びに当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の種類および価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただく場合があります）
- ③大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします）の有無、並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容
- ④大規模買付行為に係る買付けその他の取得の対価の算定根拠およびその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます）およびその算定根拠等を含みます）

- ⑤大規模買付行為に係る買付けその他の取得の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接または間接を問いません））を含みます）の具体的名称、調達方法、担保の内容、資金提供が実行されるための条件の有無、資金提供後の誓約事項および内容、並びに関連する具体的取引の内容を含みます）
- ⑥大規模買付行為の完了後に意図されている当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます）
- ⑦大規模買付行為完了後における当社および当社グループの役員、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑧当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールに従うことなく大規模買付行為を開始したものと認められる場合には、引き続き意向表明書および本必要情報の提出を求めて大規模買付者と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(4)ア.(7)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告することとします。

ウ. 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の検討

(7) 当社取締役会に対する意見、代替案および情報提供等の要求

独立委員会は、当社取締役会に対しても、独立委員会が合理的に定める検討期間（但し、独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した旨を当社が開示した日から起算して、原則として60日を超えないものとします）内に大規模買付行為の内容に対する意見、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提示を求めることができます。

(i) 独立委員会による検討作業

独立委員会は、大規模買付者および（当社取締役会に対して上記(7)のとおり情報等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報等を受領してから、原則として、大規模買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる全ての当社株券等の買付けである場合には60日、それ以外の場合には90日が経過するまで（但し、下記(4)ア.(7)③に記載する場合には、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします）（以下「独立委員会検討期間」といい、上記ウ.(7)の60日間とは別途起算するものとします）に、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付行為の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該大規模買付者と協議・交渉等を行い、または当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるものとします。

大規模買付者は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(4)大規模買付行為がなされた場合の対応方針

ア. 独立委員会による勧告等の手続および当社取締役会による決議

(7) 独立委員会の勧告等

独立委員会は、大規模買付者が現れた場合において、次の①から③までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとしします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して次の①から③に定める勧告その他の決議をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間および理由を含みます）について、勧告後速やかに情報開示を行います。

①独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者が本対応方針に定められた手続を遵守しなかった場合、その他大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討の結果、大規模買付者による大規模買付行為が下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（下記(6)「本新株予約権の無償割当ての概要」カ.において定義されます）の前日までの間、（無償割当ての効力発生時までは）本新株予約権の無償割当ての中止、または（無償割当ての効力発生時の後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとしします。

(a)当該勧告後大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合

(b)当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でなくなった場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを相当と判断する場合でも、大規模買付行為者による大規模買付行為が下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める本新株予約権の無償割当ての要件のうち②ないし⑨の該当可能性が問題となるときは、当社取締役会に、株主総会の招集および新株予約権無償割当てに関する議案の付議を勧告することができるものとしします。

②独立委員会が本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者との協議・交渉等の結果、大規模買付者による大規模買付行為が下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないまたは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提と

なった事実関係等に変動が生じ、上記①前段の要件を充足することとなったときは、本新株予約権の無償割当ての実施の勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます）を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討・当該大規模買付者との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（但し、合計で30日間を上限とするものとします）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、かかる延長の理由および期間を開示の上、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

④独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記①から③までのほか、当社取締役会が随時諮問する事項の決定等を行うことができるものとします。

(イ) 当社取締役会による決議、株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止および本新株予約権の無償取得を含みます）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議が勧告された場合には、実務上株主総会の開催が困難である場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施について決議がなされた場合には、当社取締役会は、株主総会における決議に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行するものとします（株主総会において本新株予約権の無償割当て事項の決定を取締役に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締役会決議を行うものとします）。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、または本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、大規模買付者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施の決議を行うまでの間、または上記の株主総会が開催される場合には、当該株主総会において本新株予約権無償割当ての議案が可決もしくは否決されるまでの間、当社株券等の買付等を実行してはならないものとします。

イ. 本必要情報の変更

上記(3)イ.「大規模買付者に対する情報提供の要求」の規定に従い、当社が本必要情報の提供が完了したと判断した旨を開示した後、独立委員会が大規模買付者によって当該本必要情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、従前の本必要情報を前提とする大規模買付行為（以下、本項において「変更前大規模買付行為」といいます）について進めてきた本対応方針に基づく手続は中止され、変更後の本必要情報を前提とする大規模買付行為について、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として大規模買付ルールが改めて適用されるものとします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、大規模買付者による大規模買付行為が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(4)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」ア.(イ)に記載される当社取締役会の決議または株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(4)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」ア.(ア)(イ)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て、かかる判断を最大限尊重した上で決定されることになります。

記

- ①大規模買付者が、大規模買付行為に際して、大規模買付ルールに定められた手続を遵守しなかった場合
- ②大規模買付者が、真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行おうとしていると判断される場合
- ③大規模買付者が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で大規模買付行為を行おうとしていると判断される場合
- ④大規模買付者が、当社の経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で大規模買付行為を行おうとしていると判断される場合
- ⑤大規模買付者が、当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券その他の資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高価売抜けをする目的で大規模買付行為を行おうとしていると判断される場合
- ⑥大規模買付者の提案する大規模買付行為の方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと）等、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない）
- ⑦大規模買付行為の条件（大規模買付行為の対価の種類および価額、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行為の後の経営方針または事業計画、大規模買付行為の後における当社の少数株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含む）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な大規模買付行為であると合理的な根拠を

もって判断できる場合

⑧大規模買付者の経営者または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として明らかに不適切であると判断される場合

⑨その他②から⑧までに準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(6) 本新株予約権の無償割当ての概要

本対応方針に基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

ア. 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当決議」といいます）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます）における当社の最終の発行済株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します）と同数とします。

イ. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

ウ. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める日とします。

エ. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式（注8）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

注8：将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式、および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

オ. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める価額とします。

カ. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める期間とします。但し、下記ケ.に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

キ. 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者(注9)、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者(注10)、(Ⅲ) 特定大量買付者(注11)、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者(注12)、もしくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(注13)(以下、上記(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記ケ.のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります)。

なお、当社は、非適格者が有する本新株予約権を取得する対価として、金銭その他の経済的利益を交付することは想定していません。

注9：原則として、当社が発行者である株券等の保有者(金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます)で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。

注10：金融商品取引法第27条の23第5項に定義され、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます)。

注11：原則として、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注11において同じとします)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条に定める場合を含みます)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。

注12：金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i) 共同保有者および(ii) 契約金融機関等は、本対応方針においては大规模買付者の特別関係者とみなします。

注13：実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。ここでいう「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます)をいいます。

フ. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

ケ. 当社による本新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

②①にかかわらず、当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のものの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとします。また、かかる取得がなされた日以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができるものとします。

③なお、当社は、非適格者が有する本新株予約権を取得する対価として、金銭その他の経済的利益を交付することは想定していません。

コ. 合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定めるものとします。

サ. 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

シ. その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定めるものとします。

4. 株主・投資家に与える影響

(1) 大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.(4)ア.および3.(5)において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールに定められた手続を遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会において本新株予約権無償割当決議を行った場合には、本新株予約権無償割当決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権

が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」イ.において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。

但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」ウ.に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

なお、当社は、本新株予約権無償割当決議が行われた後であっても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の行使期間開始日の前日までにおいては当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

ア. 株主名簿への記録の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。

この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に本新株予約権が無償にて割り当てられますので、割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

イ. 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の権利行使期間内で、かつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでの間に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき、1株の当社株式が発行されることになります。

ウ. 当社による本新株予約権の取得の手續

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、当社取締役会による本新株予約権無償割当決議が行われた後、速やかに、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5. 本対応方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛先の在り方」、東京証券所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」および経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の内容を踏まえた検討を行っております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本対応方針は、上記3.(1)「本対応方針更新の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断すること、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

下記6.「本対応方針の更新に際しての手續」において詳述するとおり、当社は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に本対応方針を更新させていただく予定です。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととします。

さらに、下記7.「本対応方針の有効期間、廃止および変更」に詳述するとおり、本対応方針の有効期間は、2028年3月期に関する定時株主総会の終結の時までの3年間といたします。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の更新にあたり、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本対応方針の運用に関しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しました。

本対応方針の更新当初の独立委員会は、当社社外監査等委員1名および社外の有識者2名により構成される予定であり、その委員は別紙2のとおりです。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、上記3.(3)「大規模買付ルールの内容」および(4)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載したとおり、こうした独立委員会が独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の観点から、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について、当社取締役会へ勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、かかる割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うこととします（但し、本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会に付議した場合には、当該総会の決定に従います）。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要について株主の皆様へ情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、上記3.(4)ア.(7)「独立委員会の勧告等」および3.(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

下記7.「本対応方針の有効期間、廃止および変更」において詳述するとおり、本対応方針は、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

6. 本対応方針の更新に際しての手続

本対応方針の更新については、当社定款第17条の定めに基づき、本定時株主総会において、本対応方針を更新すること、および、本対応方針に記載した条件に従い本新株予約権無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

7. 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会において本対応方針の更新につき株主様の皆様のご承認をいただいた時から、3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（2028年3月期）に関する当社定時株主総会（2028年6月開催予定）が終結した時までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、取締役会において、本対応方針の有効期間中に独立委員会の承認を得た上で、必要に応じて本対応方針を見直し、または変更する場合があります。

当社は、本対応方針の廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、本対応方針において引用する法令の規定は、現在施行されている法令を前提としているものであり、以後、法令の新設または改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、本対応方針の条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員（以下「独立委員」という。）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外監査等委員（補欠者を含む。）または(ii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、(ii)については、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む就任契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が終結した後最初に開催される当社取締役会の終結した時までとする。また、補欠または増員として選任された独立委員の任期は、他の現任独立委員の任期の満了する時までとし、当社社外監査等委員であった独立委員が監査等委員でなくなった場合（再任された場合を除く）には、独立委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に規定する事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会に付議した場合には、当該総会の決定に従う）。なお、各独立委員および当社各取締役は、こうした決議にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または第三者の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①本新株予約権無償割当ての実施または不実施（本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会へ付議することを含む）
 - ②本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に規定する事項を行うことができる。
 - ①本対応方針の対象となる大規模買付行為への該当性の判断
 - ②大規模買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ③大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
 - ④大規模買付者との交渉・協議
 - ⑤当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦本対応方針の修正または変更の承認
 - ⑧その他本対応方針において独立委員会が行うことができると定められた事項

⑨当社取締役会において別途独立委員会が行うことができるものとして定めた事項

- ・独立委員会は大規模買付者から提出された情報が本必要情報（本対応方針3.(3)イ.参照）として不十分であると判断した場合には、大規模買付者から追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、大規模買付者から意向表明書および本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付者の大規模買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から大規模買付者の大規模買付行為の内容を改善させるために必要があれば、直接または間接に、大規模買付者と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役（監査等委員を含む）、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を求め、独立委員会が求める事項に関する説明を要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者的立場にある専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタント等）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員および取締役会は、大規模買付行為がなされ、またはなされるおそれがある場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

(別紙2)

独立委員会委員略歴

本対応方針更新当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

高橋 隆二（たかはし りゅうじ）

1961年10月27日生

当社社外取締役常勤監査等委員

<略 歴>

1984年	4月	株式会社北越銀行（現 株式会社第四北越銀行）入行
2017年	6月	同行取締役融資部長に就任
2019年	6月	同行取締役本店営業部長に就任
2021年	1月	株式会社第四北越銀行常務執行役員長岡本店営業部長に就任
2021年	6月	北越リース株式会社代表取締役社長に就任
2021年	10月	第四北越リース株式会社代表取締役副社長に就任
2023年	6月	当社取締役監査等委員に就任
2024年	6月	当社取締役常勤監査等委員に就任（現任）

細貝 巖（ほそかい いわお）

1958年7月4日生

細貝法律事務所所長

<略 歴>

1992年	4月	弁護士登録
1992年	4月	尚和法律事務所（現 ジョーンズ・デイ法律事務所）入所
1995年	4月	河緒法律事務所入所
1999年	3月	細貝法律事務所開設

松本 榮一（まつもと えいいち）

1948年3月18日生

松本会計事務所所長

<略 歴>

1973年12月 会計士補登録

1974年 4月 昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入社

1980年 1月 松本会計事務所開設

1980年 8月 公認会計士登録

1980年 9月 税理士登録

※高橋隆二氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役である監査等委員です。

※上記の各氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当期の経営成績の概況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、賃上げによる所得の改善傾向が見られるものの、米や生鮮食品の高騰等から消費者の節約志向が高まるなど、景況感としては横這いに推移している模様であります。労務費、原材料費、エネルギーコストなどの高止まりに対し、遅れていた価格転嫁が相応に進んでいるものの、為替の円高反転や米国の関税政策等から貿易環境の不確実性が高まっており、人手不足が深刻度を増すなか更なる人件費の増加圧力が懸念されるなど、企業を取り巻く環境は予断を許さず、特に中小企業において依然厳しいものと見られております。

米菓業界におきましては、食品全体における米菓自体の値頃感が意識され、おつまみ需要の定着や価格改定効果もあって、生産量は横這いながら概ね好調に推移した模様であります。生産においては、原料米の高騰をはじめ人件費や物流費などコストの上昇幅が大きく、各社とも主力商品に重点を置いて生産性を高めるとともに価格改定を行い、採算維持に腐心したものと見られます。今後については、原料米事情が極めて深刻になっており価格高騰と供給力不足の解消が見通せない状況下、特に原料米の安定確保と商品価値に見合った価格の確保が大きな課題と思われ、事業環境はかつてない厳しさになるものと見られております。

このような経営環境にあって、当社グループは、中期経営計画「新しい岩塚価値の創造」の最終年度にあたり、「欠品ゼロでドンドンゆこう!!」のスローガンの下、引き続き欠品を起こさない体制を整備・強化し供給責任を全うすることを最優先方針としてまいりました。また、「選ばれ続ける『ブランド』を目指して」という方針を併せ掲げ、世代を超えて多くのお客様から愛され選ばれ続けるブランドとなるために、「美味しさと品質」を追求することはもとより、新しい岩塚価値商品の開発を進め、年代の幅を広げた商品や敢えてお客様の対象を絞った商品により、より多くのお客様から評価していただけるよう、ブランドイメージの向上に努めてまいりました。

開発部門では、研究開発拠点である「BEIKA Lab」の機能をフル活用することで、お客様から感動をもって評価していただける新しい岩塚価値商品の開発を進め、他社との差別化を際立たせるとともにブランドイメージの向上に繋がるよう取り組んでまいりました。有名な旅行ガイドブックとコラボして世界のスパイス料理を再現したおつまみ系商品、素材がもつ栄養素に着目した健康軸商品、災害備蓄食として5年間保存できるグループ会社向け商品など、商品価値やブランドイメージを高められるような商品開発に力を注いでまいりました。なお、本年度中に、マーケティング本部にあった開発部を新設開発本部の所管として独立性を高め、当社の戦略に合わせた商品開発に専念できる体制整備を図っております。

製造部門では、欠品を回避し供給責任を果たすことがメーカーの最大の使命であるとして、製造と販売の管理部署間の情報共有を綿密に行い、生産高や在庫の調整、それに伴う人員配置や製造ラインの配備、更には物流の手配に至るまで、無駄のない生産体制の確立に取り組んでまいりました。販売増に合わせて生産高が安定的に増加するなか、自動化設備導入による主力ラインの増強も生産性や品質の向上に繋がり、総じて製造原価の低減が図られております。加えて本年度中にガスコージェネレーションシステムを導入、発電時に生じる廃熱を冷暖房等に活用できるため、電気使用量が逼迫する夏場の効果が大きいに見込まれるなど、経費削減に資するほか環境にも配慮できるものと目論んでおります。

営業部門では、生産と販売の効率化による収益力強化のため主力商品（TOP6+2）の販売に注力、認知度向上に努める等により定番商品の拡大・集中を図ってまいりました。この結果、「田舎のおかし」「黒豆せんべい」「味しらべ」「ぬれせんべい・おかき」など多くの商品で前年度を上回る販売実績を示すことができ、これまで伸び悩んでいた西日本において顕著な伸びが見られるなど、堅実な営業姿勢が評価されてきたものと自信を深めております。特に生産設備を増強した「田舎のおかし」においては、商品の安定供給が可能となり、好感度の高い俳優を起用した22年ぶりのTVCMを投入してキャンペーン企画を実施するなど、当社のナンバーワン商品としてブランド価値を高め全体の販売を牽引しました。また、本年度中に、コスト上昇に対し自助努力を超える部分の価格改定を受け入れていただき進めることができました。今後、原料米の調達環境が厳しさを増すなか、国産米100%使用のアイデンティティを貫くためにも、引き続き「お米となかよし」をキーワードにブランドイメージを高め認知度向上に取り組んでまいります。

以上、当連結会計年度における業績は、主力商品の拡大により堅調な販売実績を示すことができ、生産量の安定的な増加により原価低減が図られ、前年度に比べ営業損益段階で増収増益となりました。すなわち、売上高は、主力商品への集中と供給体制の整備による全国的な安定供給に努めた結果、249億54百万円(前年度比13.4%増)と伸長しました。損益面では、価格改定を含め安定した増収基調を堅持するなか生産体制の整備・協調や自動化設備の導入等から製造原価の改善が図られた結果、営業利益8億15百万円(同35.1%増)と増益となり、経常利益は受取配当金等が加わり39億64百万円(同41.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は29億9百万円(同48.6%増)となりました。

<当社の事業の概要>

当社においては、持続的成長の実現に向けた基盤整備をグループ一丸となって進めてきており、中期経営計画の最終年度にあたり、掲げた経営課題に対処すべく着実な取り組みを行ってまいりました。すなわち、生産体制の再構築による供給責任の完遂、主力商品(TOP6+2)のシェア拡大に伴う生産性向上、新しい岩塚価値商品の開発などに鋭意取り組んできたほか、環境と人的資本におけるサステナビリティに関する取り組みを進めてまいりました。

製造部門では、供給責任を果たすことを最優先に当社グループ全体の商品の生産を行ってまいりました。販売見込をグループ全体で共有し、生産・在庫計画を見直し人員配置の最適化を図るとともに、「大袖振豆もち」ラインの自動化など主力品を主体に設備投資を行うことで生産性向上に取り組んでまいりました。本年2月には省エネおよび災害リスクへの対応としてガスコージェネレーションシステムを導入いたしました。本システムにより災害時にも電力供給が可能となることから、地域貢献できると考え長岡市と「災害時における防災活動協力に関する協定」を締結いたしました。災害時の一時的な避難所として活用してもらうことで、地元住民の皆様の安心感に寄与できるものと考えております。さらに、物流問題への対応として、得意先様の協力を得て納品リードタイムの延長を図ったほか、同業他社と連携した共同配送の試験運行を行うなど、積極的に取り組んでまいりました。今後については、引き続き子会社向け商品を集中生産している長岡工場の生産性改善、沢下条工場の老朽設備の更新合理化などに取り組む必要があると考えております。

マーケティング部門では、引き続き「日本のお米100%」をアピールした差別化を図り、主力商品(TOP6+2)の定番化を進めてまいりました。また、ブランドイメージ向上のため「お米となかよし」をキーワードにして情報発信、俳優の芳根京子さんを起用して22年振りとなる全国TVCMを実施するなど広告活動を強化、当社のNo.1商品である「田舎のおかき」の一層のシェアアップを図ってまいりました。新しい岩塚価値商品としては、旅行ガイドブックとコラボし世界の味の再現やブック型パッケージなど商品内容の深化と共同先の多様化に取り組んだほか、新潟の笹団子が味わえる土産商品を開発、また、「きなこ餅 桔梗信玄餅味」の再販など地域の美味しさとのコラボ商品や「北海道千歳高等学校」「五所川原農林高等学校」など地方の高校生と共同開発した商品などを継続して発売いたしました。また、昨年5月には北海道事業部の直営店「ウタリちとせ」をオープン、工場直販の強みを發揮し多くのお客様にご来店いただいております。今後もマーケティング本部の東京立地を効果的に活かし、お客様とのコミュニケーションを通じて新たな価値創造に繋げるとともに、情報発信を積極的に行ってまいります。

当社では、ESG活動の一環としてサステナビリティを意識した取組みを行ってきており、包装資材、食品残渣、CO₂等の削減に継続して取り組んでおります。また、当社では、JAと連携した一反当たり収穫量の増加を狙った取組み、新潟県農業大学校との共同プロジェクトとして暑さに強く多収穫米とされる「ゆきん子舞」の実証実験、北海道東川米の利用継続、「自然栽培米プロジェクト」（当社の農薬や肥料に頼らない米作り）などを通じて、生産者との信頼関係を強め農業支援に貢献しており、国産原料米の確保が厳しさを増すなか契約栽培による原料米の安定調達にも繋がっております。さらに、地元の産学官連携による「N.CYCLEプロジェクト」（資源循環モデルを通じて米産業に新たな価値を創造する取組み）に主体的に関っているほか、地元スーパーの環境配慮型商品企画に当初から参加するなど、持続可能な事業モデルに積極的に取り組んでおります。

サステナビリティを巡る取組みについては、これら環境に関するものと人的資本に関わるものに分けて、具体的な指標をもって目標設定のうえ進捗管理しており、「サステナビリティ委員会」により統合的に実効を上げていく方針であります。

以上の結果、当社単体では、売上高235億90百万円、営業利益 6 億27百万円、経常利益37億87百万円、当期純利益27億67百万円となりました。

「田舎のおかき」の全国CMを放映

「田舎のおかき」の生産設備拡充により安定供給が可能となったため、昨年11月から22年ぶりとなる全国TVCMを行っております。

俳優の芳根京子さんのかわいらしい姿に多くの反響をいただいた結果、前年比約128%と大きく伸長し、当社ナンバーワン商品としてお客様から高い評価をいただいております。

お米となかよし
岩塚製菓

帰りたくなる
田舎がある。

田舎のおかき

日本のお米
100% 使用
だからおいしい

「大袖振豆もち」ラインの生産能力増強

昨年8月に主力商品の一つである「大袖振豆もち」の製造ラインの自動化を行い、生産能力増強と生産工程の省人化を図りました。この新たな設備投資により生産性が向上するとともに、配荷拡大が可能となり販売の伸長に繋がっております。



ファミリーデーの開催

社員の家族が岩塚製菓をより身近に感じ、家族ぐるみで会社のファンとなってもらうことを目的として、社員の家族を招いた「岩塚ファミリーデー」を開催いたしました。

クイズ形式による会社紹介、通常は見ることのできない工場見学、味付け体験等を通じて、楽しみながら当社のものづくりへの想いや取り組みについての理解を深めてもらう機会となりました。

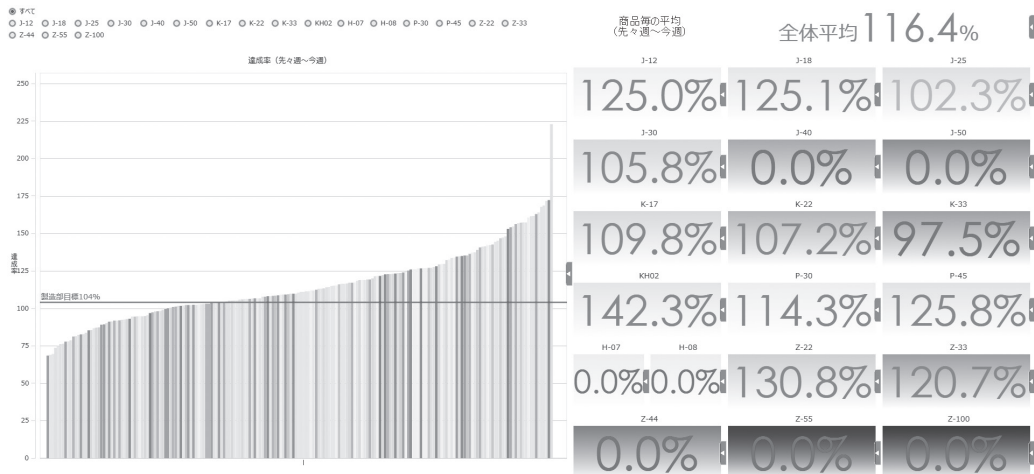


DX推進活動

本年1月、全社的にデジタル技術とデータ活用を進めることを目指し、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を担う「DX推進室」を新たに設立いたしました。

当社は、業務に最も精通している現場の社員が自らデータを活用できることが本当のDXにつながると考えており、今年度は、全社での推進体制を構築するため各部署にDX担当者を置き、DX推進への基盤を整備いたします。

また、DX推進体制を整えることで「DX認定」の取得も視野に入れております。各部署の担当者が、現場で直面する人手不足やコスト削減等の経営課題に対して、自らデジタル技術やデータを活用しながら課題解決できる企業を目指してまいります。



サステナビリティを巡る取組み

■ 環境に関する取組み

2023年に環境方針を制定し、環境負荷低減、生態系の保護、環境汚染や地球温暖化の防止、そのためのCO₂削減や廃棄物低減等に取り組んでまいりました。

地球規模でサステナビリティを巡る取組み強化が求められており、「サステナビリティ推進室」が中心となって実効性を上げるよう努めております。

CO₂削減に対しては、太陽光発電、天然ガスへの転換、ガスコージェネレーションシステムの導入、同業他社との連結トラックを活用した共同配送の試行等を進めております。



ガスコージェネレーションシステム



連結トラック

廃棄物低減に対しては、プラスチック使用量の削減、賞味期限延長による食品廃棄物削減等を進めております。



チャック付きパック



スリムパック



賞味期限延長

サステナビリティを巡る取組み

■ 人的資本に関する取組み

2022年に人事基本方針を策定し、人事基本理念の下で人事制度や人材育成に取り組んでまいりました。

当社では、人材は財産であるとして人財の字を充てており、人財を育成するとともに女性活躍推進や働きがい向上に向けた取組みに力を入れております。

また、外部コンサルを招聘し若手社員で構成する「10年先を考えるプロジェクト」を立ち上げる等、人財育成に務めております。



「災害時における防災活動協力に関する協定」について

長岡市と「災害時における防災活動協力に関する協定」を締結いたしました。

災害が発生または発生が見込まれる場合において、当社の施設（本社・飯塚工場、沢下条工場）を一時的な避難場所として、約650人の受け入れが可能となります。避難された方々には、携帯電話の充電用電力や、テレビ・ラジオなどで得られた災害情報を提供いたします。



② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は22億26百万円でありました。その主なものは生産能力の増強および生産効率の向上を図るための生産設備であります。

③ 資金調達の状況

設備投資の資金調達につきましては、自己資金を充当いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

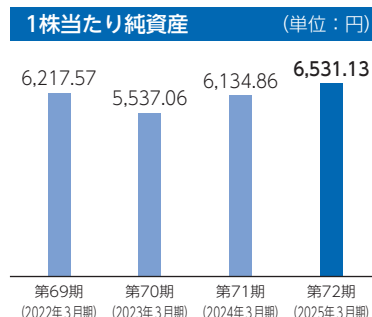
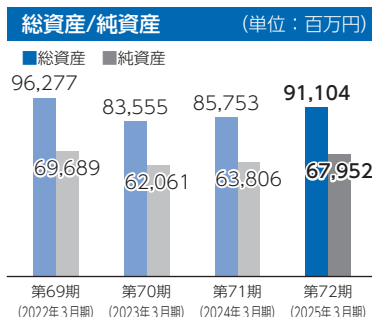
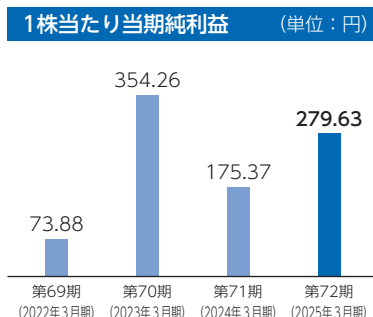
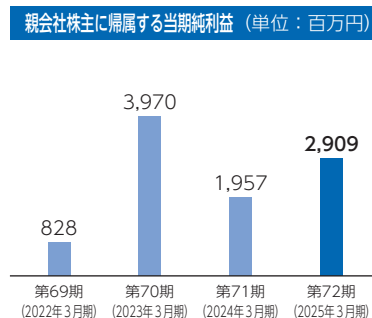
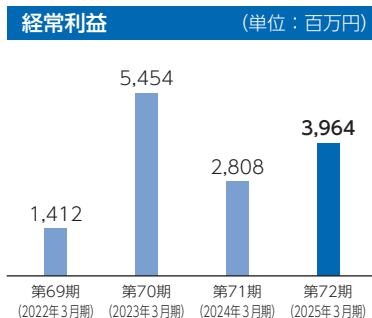
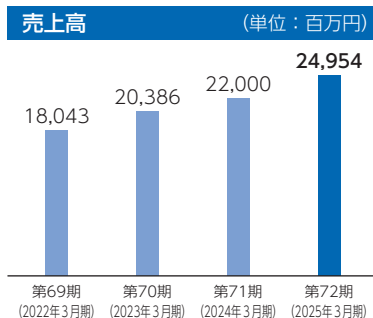
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

	第71期 (2024年3月期)	第72期 (2025年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	22,000	24,954	2,954増	13.4%増
営業利益	603	815	211増	35.1%増
経常利益	2,808	3,964	1,156増	41.2%増
親会社株主に帰属する当期純利益	1,957	2,909	951増	48.6%増

(2) 財産及び損益の状況



		第69期 (2022年3月期)	第70期 (2023年3月期)	第71期 (2024年3月期)	第72期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高	(千円)	18,043,966	20,386,268	22,000,284	24,954,321
経常利益	(千円)	1,412,455	5,454,852	2,808,393	3,964,972
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	828,072	3,970,659	1,957,520	2,909,027
1株当たり当期純利益	(円)	73.88	354.26	175.37	279.63
総資産	(千円)	96,277,446	83,555,499	85,753,862	91,104,718
純資産	(千円)	69,689,471	62,061,796	63,806,453	67,952,167
1株当たり純資産	(円)	6,217.57	5,537.06	6,134.86	6,531.13

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は2024年4月1日付で、株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産につきましては、当該株式分割が第69期の期首に行われていたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
<子会社>			
株式会社瑞花	60,000	100	贈答用米菓の販売
株式会社新潟味のれん本舗	100,000	100	米菓通信販売
里山元気ファーム株式会社	10,000	100	農産物・農産加工品販売
株式会社田辺菓子舗	3,000	100	かりんとうの製造販売
<関連会社>			
旺旺・ジャパン株式会社	100,000	40	食料品の輸入販売

(注) 100%子会社のIWATSUKA USA Inc.は、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、新たな中期経営計画「『米（マイ）ミライ』～私たちは、お米の未来を創ります～」の初年度となる第73期経営計画において、「現状の一步先をカタチにしよう！」をスローガンに掲げ、基本方針の一つとして「愛され続ける『ブランド』を目指して」と定めて、不確実性の高い時代、「自分だったらどう思うか」「どうするか」と考えることを大切にしながら、お客様や社会の課題と真摯に向き合い、次の経営計画を完遂しブランド価値の向上を目指してまいります。

・お客様の立場に立った品質保証体制（安全・安心）の確立

お客様に安全・安心な商品をお届けすることを食品企業としての使命と考え、更なる品質と安全性の向上に取り組みます。また、自動化・効率化設備を導入し生産性向上を図るとともに、安定供給に努め供給責任を全うします。

・TOP6+2（きなこ、ぬれ）の集中販売による岩塚ブランドの認知拡大

製販が連携して主力商品群に集中し収益力の強化を図るとともに、適正在庫を維持することで供給責任を果たしてまいります。また、引き続きTVCMの活用等によりブランドイメージ向上と認知拡大を図ってまいります。これからも国産米100%の誇りと自信を持って、岩塚商品価値をお届けします。

※TOP6：田舎のおかき、岩塚の黒豆せんべい、味しらべ、THEひとつまみ、大袖振豆もち、ふわっと

+2：きなこ餅、新潟ぬれせんべい・ぬれおかき

・グループ経営の機能強化（長岡工場、北海道工場の活性化）

グループ向け商品を生産する最新鋭の長岡工場および唯一の県外立地の北海道工場の活性化は永年の大きな課題としてきており、高付加価値商品の生産や生産性の向上を図るとともに、グループシナジー発揮に繋げていく必要があります。好調な北海道の売店「ウタリちとせ」は当社グループ販売拠点のモデルケースとなるものであり、総合的な力を合わせて岩塚グループの更なる成長を目指してまいります。

・BEIKAのグローバル展開

「BEIKA6品アソートBOX」が大手小売に採用されるなど当社の輸出事業が拡大してきており、日本のお米でつくった「BEIKA」の世界への拡大と浸透を図ってまいります。また、引き続き旺旺集団との連携強化によりアジアへの販路拡大を目指してまいります。

・社員一人ひとりの力が発揮できる環境・仕組み・風土づくり

身体的・精神的・社会的に満たされたWell-beingな会社を目指します。エンゲージメントの向上を通じて「働きがい」のある職場にしていくとともに、風通しの良い職場風土や自分事として取り組む意識のある活力あふれる職場づくりを推進し、当社の成長に繋がります。

・サステナブル経営の実践

事業活動を通して環境、社会、ガバナンスの問題解決に向けた取り組みを行い、持続可能な社会の実現に貢献できるよう努めます。課題を抽出のうえ重要課題を定めて取り組むべき目標を明確にしアクションプランを実行、ESGを通じてサステナブルな経営を実践します。

・DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

デジタル技術を活用してビジネスモデルや業務プロセスを根本的に変革し、業務効率化やコスト削減を通じて競争力を高めてまいります。

新設したDX推進室により統括し、各部署にDX担当者を配置、現場主導のDX実現を目指してまいります。

（5）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

47,960,000株

(注) 当社は2024年4月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を2株に分割）により、発行可能株式数は23,980,000株増加しています。

② 発行済株式の総数

11,990,000株

(注) 当社は2024年4月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を2株に分割）により、発行済株式数は5,995,000株増加しています。

③ 株主数

6,363名

④ 大株主（上位10位）

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
岩塚製菓共栄会	629,900	6.03
株式会社第四北越銀行	515,000	4.93
榎 政男	404,210	3.87
LEADING GUIDE HONGKONG LIMITED	394,200	3.77
榎 キク	325,238	3.11
平石 恵子	306,780	2.94
第四ジェーシービーカード株式会社	260,000	2.49
第四北越証券株式会社	260,000	2.49
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	249,400	2.39
株式会社魚沼運輸	246,000	2.36

(注) 1. 当社は、自己株式を1,544,848株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長CEO	榎 春夫	株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役 IWATSUKA USA Inc.CEO 旺旺・ジャパン株式会社取締役 Want Want China Holdings Limited非執行董事
代表取締役社長COO	榎 大介	株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役 旺旺・ジャパン株式会社取締役
常務取締役	星野 忠彦	当社経営管理本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役 旺旺・ジャパン株式会社監査役
常務取締役	小林 晴仁	当社購買・生産管理担当 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役	青山 英之	当社マーケティング本部長 旺旺・ジャパン株式会社代表取締役社長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役
取締役	若月 一彦	当社製造本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役
取締役 (常勤監査等委員)	高橋 隆二	株式会社瑞花監査役 株式会社新潟味のれん本舗監査役 里山元気ファーム株式会社監査役 株式会社田辺菓子舗監査役
取締役 (監査等委員)	石川 豊	—
取締役 (監査等委員)	深井 一男	税理士

(注) 1. 取締役（監査等委員）高橋隆二氏、石川豊氏および深井一男氏は、社外取締役であり、当社は、三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 高橋隆二氏および石川豊氏は、金融機関における豊富な経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 深井一男氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当社は、常勤の監査等委員を選定することとし、情報収集、監査等委員間の連携、内部監査部門や会計監査人との協調などを通じ、監査の実効性や監督機能の強化に努めております。常勤監査等委員として、高橋隆二氏を選定しております。

5. 当社は経営の監督体制および業務執行体制の強化のため執行役員制度を導入しております。

現任の執行役員は次のとおりであります。（2025年3月31日現在）

氏 名	担 当
大川 利夫	執行役員 技術部長
竹部 雅伸	執行役員 経営管理部長
岡森 士朗	執行役員 人事部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員および連結子会社・関連会社の取締役、監査役であり、保険料は当社が全額を負担しております。当該保険契約により、被保険者が職務執行に関して法的に負担すべき損害賠償金および訴訟費用等が填補され、被保険者の職務執行について当社が責任を負うことになります。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、いわゆる悪意・重過失など不適正な職務執行と認められる場合には填補の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	
		月次報酬	株式給付信託(BBT) 退職時給付	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	13,877万円 (-)	12,560万円 (-)	1,317万円 (-)	7名 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	1,110万円 (1,110万円)	1,110万円 (1,110万円)	- (-)	3名 (3名)
合 計 （うち社外取締役）	14,987万円 (1,110万円)	13,670万円 (1,110万円)	1,317万円 (-)	10名 (3名)

(注) 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2011年6月28日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止しておりますが、第58回定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役および監査役に対しては制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。なお、当事業年度において支払った役員退職慰労金はありません。

ハ. 業績連動報酬等に関する事項

当社は、業績連動報酬として業績連動型株式報酬（株式給付信託(BBT)）を制定しております。これは、連結営業利益を指標とし、毎年度の計画の達成度に応じて支給するもので、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

支給内容としては、毎年1回のポイント付与日(7/1)に受給予定者（監査等委員を除く取締役）にポイントを付与、在任期間中は積み立てることとし、退任時に一括支給するものであります。ポイントの算定方法は、役位別ポイントと業績連動計数を乗じて算出し、1ポイントは当社株式1株としております。

二. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬としては、定期的な報酬の定めはありませんが、上記の業績連動型株式報酬が該当いたします。

ホ. 取締役報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2015年6月25日開催の第62回定時株主総会において、取締役の報酬限度額について決議を得ており、取締役（監査等委員を除く）については年額2億円以内（ただし使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役については年額20百万円以内、として承認されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（取締役（監査等委員である取締役を除く）7名、監査等委員である取締役3名）であります。

また、2016年6月27日開催の第63回定時株主総会において、業績連動型株式報酬に関連して金銭報酬とは別枠で決議を得ており、取締役（監査等委員を除く）について、5事業年度ごとの対象期間の信託拠出金額の上限を100百万円、1事業年度の付与ポイント数の合計は10,000ポイント（当社普通株式10,000株相当）を上限とする、として承認されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数（監査等委員を除く）は、7名であります。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

個人別報酬の種類とその金額および算定方法としては、金銭による固定報酬を基本とし、役位間、従業員とのバランス等に配慮した役員報酬基準を別に定めて運用しており、係る基準に従って取締役就任年数、業務実績等を勘案のうえ加減できるものとしております。また、業績連動報酬として、上記の業績連動型株式報酬を制定しております。

支給時期および条件としては、金銭による固定報酬については、毎年一定の月額を定め、株主総会終了の翌月(7月) から毎月の従業員給与支給日と同日に支給しております。業績連動型株式報酬の支給方法については上記に記載のとおりです。

個人別報酬の決定の方法については、役員報酬基準に基づき代表取締役等の執行側で個人別固定報酬の案を策定し、指名報酬諮問委員会において審議し取締役会に答申、取締役会において決定することとしております。また、代表取締役に再一任する旨を決定する場合は、上記答申を尊重のうえ公平公正性・透明性を確保していること等の開示が必要であることに留意することとしております。

ト. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役の個人別報酬について、株主総会終了後の取締役会で代表取締役会長CEO榎春夫に再一任する旨の決議を行い決定しております。係る委任理由としては、CEOが業績等を勘案して各取締役の執行状況等について一定の評価を行っていること、その上で個々の報酬案を策定し自身を含む指名報酬諮問委員会において審議し取締役会に答申していること、さらに決定にあたっては答申内容を尊重することとしており公正性・透明性が保たれていると判断できること等によるものであります。

なお、指名報酬諮問委員会においては、役位間・従業員・同業他社等とのバランス、業績との整合性、役員報酬基準との整合性（整合しない場合の合理的根拠）等を考慮し、一定の評価を行って答申しているものであり、独立性・客観性は確保されているものと考えております。

チ. 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）高橋隆二氏は、当社100%子会社4社の監査役であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・当社においては、取締役選任に関する基本方針のなかで、社外取締役が果たすことが期待される役割について、出身分野における専門的な知識と経験を活かし中立的・客観的な判断力をもって取締役会に對し的確な助言・提言を行うこと、と明記しております。
- ・取締役会および監査等委員会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要は次のとおりです。

		出席状況、発言状況および職務の概要
取締役 (常勤監査等委員)	高橋 隆二	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に金融機関における豊富な経験を生かした見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。 以上、社外取締役に期待される役割について、その職務を果たしていると考えております。
取締役 (監査等委員)	石川 豊	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に金融機関における豊富な経験を生かした見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。 以上、社外取締役に期待される役割について、その職務を果たしていると考えております。
取締役 (監査等委員)	深井 一男	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また、監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。主に税理士として専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。 以上、社外取締役に期待される役割について、その職務を果たしていると考えております。

3 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容についての概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社である以上、当社株式の取引は株主の皆様のご判断に委ねるのが原則であり、当社に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由意思に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し向上させる者でなければならないと考えております。大規模買付行為の中には、①その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④買付者の提案した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたすために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みについて

当社は、日本の伝統ある食文化を世界に広め、人々に喜びと豊かさを提供することが使命であると考え、かかる使命の追求を通じた企業価値の向上を目指しております。

当社は、中期経営計画「プライド・BEIKA プラン」（第67期～第69期）により、機構改革を進めながら経営基盤の強化を図り、岩塚グループ固有の戦略的ポジションの確保に取り組んでまいりました。

この中期経営計画を持続的なものにする新たな中期経営計画「新しい岩塚価値の創造～Create New Iwatsuka Value～」(第70期～第72期)を策定しました。第70期から第72期までの3年間を対象とするこの中期経営計画は、①成長戦略として、A. 既存ブランドの収益強化、B. 新機軸商品の強化、C. 「岩塚」ブランドの再定義、D. グループシナジーの発揮。②構造改革として、E. 生産性の追求。③持続経営として、F. 経営基盤の強化。といった3つの考えの下、企業価値の向上を目指すこととしております。この中期経営計画を着実に実行していくことが、当社グループとステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、(1)で述べた会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により、当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切に判断していただくための時間、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案させていただくための情報を収集する時間の確保が必要であります。また、不当な条件による買付けについては、当社取締役会が株主の皆様のために交渉を行うことを可能にすること等が必要になってまいります。このような状況を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みとして、「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」という）を導入いたしております。

① 大規模買付ルールの設定

本対応方針は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます）に対し、①事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、③株主の皆様へ当社経営陣の代替案等を提示し、大規模買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

② 新株予約権無償割当ての利用

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、当該大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

③ 当社取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用等

本対応方針においては、大規模買付行為への対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、または本新株予約権の取得等の判断について、当社取締役会による恣意的な判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告した場合には、原則として当社取締役会は株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様へ適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本対応方針の更新当初の独立委員会は、当社社外取締役（監査等委員）１名および社外の有識者２名により構成されております。

④ 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大規模買付者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該大規模買付者の有する当社株式の議決権割合は、当該行使・取得前と比較して、最大で50%まで希釈化される可能性があります。

（４）上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもっていること

本対応方針は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断すること、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもっているものです。

③ 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、第69回定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に本対応方針を更新しております。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととしております。

さらに、本対応方針の有効期間は、2025年３月期に関する定時株主総会の終結の時までの３年間といたします。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本対応方針の運用に関する実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置し、同委員会は、当社社外取締役（監査等委員）1名および社外の有識者2名により構成されております。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の観点から、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について、当社取締役会へ勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、かかる割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うこととします（ただし、本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会に付議した場合には、当該総会の決定に従います）。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要について株主の皆様へ情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

⑤ 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥ 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑦ デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株式等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

（注）本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	12,112,581
現金及び預金	4,063,481
受取手形及び売掛金	5,990,430
商品及び製品	546,496
仕掛品	155,022
原材料及び貯蔵品	1,208,352
前払費用	115,108
その他	70,140
貸倒引当金	△36,450
固定資産	78,992,137
有形固定資産	14,986,222
建物及び構築物	7,644,519
機械装置及び運搬具	5,461,139
土地	800,895
リース資産	113,565
建設仮勘定	793,616
その他	172,485
無形固定資産	86,786
投資その他の資産	63,919,128
投資有価証券	63,601,080
従業員に対する長期貸付金	3,008
長期前払費用	41,845
繰延税金資産	63,430
その他	242,445
貸倒引当金	△32,681
資産合計	91,104,718

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,799,660
買掛金	1,162,375
1年内返済予定の長期借入金	400,800
未払費用	589,704
未払法人税等	164,847
未払消費税等	72,751
賞与引当金	552,930
その他	1,856,250
固定負債	18,352,889
長期借入金	4,400
退職給付に係る負債	1,160,584
役員株式給付引当金	50,397
役員退職慰労引当金	4,135
繰延税金負債	16,639,980
その他	493,391
負債合計	23,152,550
純資産の部	
株主資本	26,386,683
資本金	1,634,750
資本剰余金	1,859,250
利益剰余金	26,031,047
自己株式	△3,138,364
その他の包括利益累計額	41,565,484
その他有価証券評価差額金	41,454,439
退職給付に係る調整累計額	111,044
純資産合計	67,952,167
負債純資産合計	91,104,718

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位：千円)

科目	金額
売上高	24,954,321
売上原価	17,998,721
売上総利益	6,955,599
販売費及び一般管理費	6,140,384
営業利益	815,214
営業外収益	3,163,379
受取利息	2,160
受取配当金	2,868,548
その他	292,670
営業外費用	13,621
支払利息	5,681
休止固定資産費用	4,791
その他	3,148
経常利益	3,964,972
特別利益	219
固定資産売却益	219
特別損失	30,719
固定資産除却損	7,484
投資有価証券評価損	9,034
リース解約損	734
解決金	13,466
税金等調整前当期純利益	3,934,472
法人税、住民税及び事業税	843,148
法人税等調整額	182,296
当期純利益	2,909,027
親会社株主に帰属する当期純利益	2,909,027

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	10,929,456
現金及び預金	3,024,631
受取手形	3,260
売掛金	5,875,784
商品及び製品	528,700
仕掛品	154,893
原材料及び貯蔵品	1,198,565
前払費用	107,985
その他	71,519
貸倒引当金	△35,884
固定資産	78,895,391
有形固定資産	14,830,598
建物	7,127,650
構築物	452,764
機械及び装置	5,446,229
車輛運搬具	12,990
工具、器具及び備品	138,729
土地	800,895
リース資産	57,721
建設仮勘定	793,616
無形固定資産	55,750
投資その他の資産	64,009,043
投資有価証券	63,599,136
関係会社株式	178,275
出資金	1,197
従業員に対する長期貸付金	2,818
長期前払費用	41,166
差入保証金	73,423
その他	145,707
貸倒引当金	△32,681
資産合計	89,824,847

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,630,012
買掛金	1,148,957
1年内返済予定の長期借入金	400,800
リース債務	17,745
未払金	1,061,810
未払費用	575,041
返金負債	701,121
未払法人税等	134,861
未払消費税等	53,306
預り金	24,016
前受収益	291
賞与引当金	508,582
その他	3,476
固定負債	18,330,523
社債	200,000
長期借入金	4,400
長期預り保証金	102,123
リース債務	48,771
退職給付引当金	1,239,935
役員株式給付引当金	50,397
繰延税金負債	16,589,247
その他	95,648
負債合計	22,960,535
純資産の部	
株主資本	25,409,872
資本金	1,634,750
資本剰余金	1,859,250
資本準備金	1,859,250
利益剰余金	25,054,236
利益準備金	101,437
その他利益剰余金	24,952,798
別途積立金	22,182,000
繰越利益剰余金	2,770,798
自己株式	△3,138,364
評価・換算差額等	41,454,439
その他有価証券評価差額金	41,454,439
純資産合計	66,864,312
負債純資産合計	89,824,847

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	23,590,730
売上原価	17,911,886
売上総利益	5,678,844
販売費及び一般管理費	5,051,217
営業利益	627,626
営業外収益	3,172,504
受取利息	1,762
受取配当金	2,868,548
その他	302,193
営業外費用	12,225
支払利息	5,681
休止固定資産費用	4,791
その他	1,752
経常利益	3,787,905
特別利益	219
固定資産売却益	219
特別損失	30,719
固定資産除却損	7,483
投資有価証券評価損	9,034
リース解約損	734
解決金	13,466
税引前当期純利益	3,757,405
法人税、住民税及び事業税	801,511
法人税等調整額	188,766
当期純利益	2,767,128

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証し意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会監査等基準に準拠し、当期監査方針、職務分担等に従い、内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会や役員会等の重要な会議における意思決定の過程およびその内容を確認し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な工場や営業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査等委員が各子会社の監査役としてその取締役会に出席し、取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、それぞれ往査を行い事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組み（いわゆる買収防衛策）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、監査結果や監査上の主要な検討事項および職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求める等、意思疎通を図ってまいりました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って品質管理責任者を定め整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の結果を会計監査人評価調書にまとめたうえで、会計監査人監査の相当性について検討いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
なお、会社法に規定する監査等委員会の陳述権（取締役等の選任等・報酬等についての意見の陳述）に基づき審議した結果、いずれも特に非議すべき点はないと判断しております。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。内部統制システムに関する事業報告記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後も継続して体制強化に取り組み、環境変化に適切に対応していくことが重要であると考えております。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社の支配に関する基本方針）は相当であると認めます。事業報告に記載されている各取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果ならびに連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任大有監査法人」の監査の方法および結果は相当であると認めます。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制については、指摘すべき事項は認められません。

なお、当監査等委員会は、次期事業年度においても上記監査法人を会計監査人に再任することを決定しております。

2025年5月21日

岩塚製菓株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 高 橋 隆 二

監 査 等 委 員 石 川 豊

監 査 等 委 員 深 井 一 男

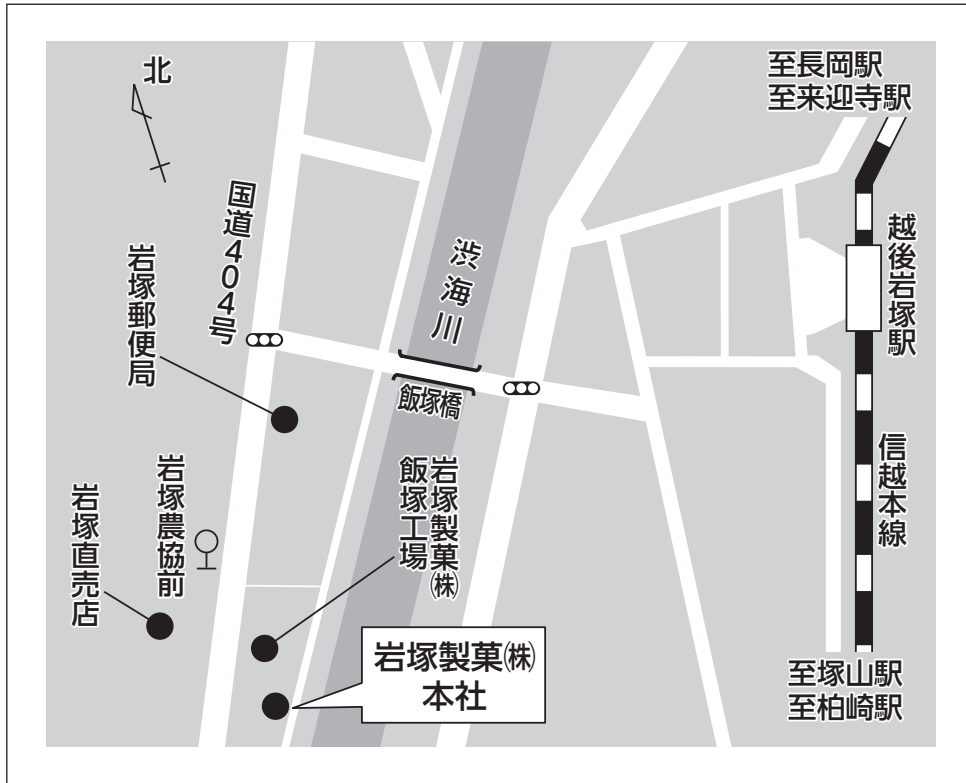
(注) 以上の監査等委員は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

岩塚製菓株式会社 本社 3階 コンベンションホール
新潟県長岡市飯塚2958番地 TEL (0258) 92-4111



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。